

不明な点は
お問い合わせを

国民健康保険・国民年金に関するお知らせ

国民健康保険料の納入通知書を発送します 発送日…7月14日(金)ごろ

本年度の国民健康保険料の納入通知書が届くまでには、数日かかる見込みですので、あらかじめご了承ください。届いたら記載内容を確認し、不明な点があればお問い合わせください。

失業による収入減少などを理由とした保険料の減免については、相談に応じています。新型コロナウイルス感染症の影響に係る減免については、令和5年度分は実施しませんが、令和3年度・4年度の減免は延長して受け付けています。

※問い合わせや相談の対応に時間がかかることがあります。

▼**その他** 第1期分からの減免申請と令和3年度分の新型コロナウイルス感染症の影響に係る減免申請の期限は、7月31日(月)です。

■**問い合わせ先** 国保年金課国保保険料係(市役所1階、☎40-7045)

被保険者証が新しくなります

国民健康保険被保険者証が8月1日(火)から更新されることに伴い、新たな保険証を7月下旬に被保険者ごとに発送します。新しい保険証の色は「薄橙(うすだいだい)色」で、有効期限は一部(途中で75歳に達する人など)を除き、令和6年7月31日です。

届いた保険証の記載内容に間違いがある場合や保険証が届かない場合は、国保年金課や岩木・相馬総合支所民生課、各出張所にご連絡ください。

■**問い合わせ先** 国保年金課国保保険料係(☎40-7045)

限度額適用認定証の更新について

現在発行している「限度額適用認定証」の有効期間は7月31日(月)までです。

更新時の窓口混雑回避のため、8月1日(火)以降も交付対象で、かつ6月9日時点で「限度額適用認定証」を持っている人には、6月下旬に申請書を郵送します。申請書に必要事項を記入し、返信用封筒で返送してください。

所得状況が不明の世帯や保険料を滞納している世帯は、申請書が郵送されない場合がありますので、お問い合わせください。

※70歳～74歳で区分が「一般」と「現役並みⅢ」

の人は、医療機関に保険証を提示することで自己負担限度額が適用されるため、申請は不要です。

新規で申請したい人は、申請書に記入の上、郵送してください。申請書は市ホームページからダウンロードするか、お問い合わせください。

■**問い合わせ先** 国保年金課国保給付係(〒036-8551、上白銀町1の1、☎40-7047)

国民年金保険料の免除・猶予

経済的な理由などで保険料の納付が困難な人には、申請により免除・猶予される制度があります。

①**免除・納付猶予申請**…令和5年度分(7月～令和6年6月分)の保険料について、全額免除、一部免除、納付猶予の申請を受け付けています。

※申請時点から2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

②**継続免除申請**…令和4年7月～令和5年6月の保険料が全額免除、または納付猶予に承認された人で、今年の7月分以降も同じ免除区分で継続申請した人は、あらためて手続きを行う必要はありません(ただし、別住所の配偶者は申し出が必要)。

失業や天災等の理由で全額免除や納付猶予承認を受けた人、申請後に国民年金第1号被保険者の資格を喪失した人は、再度申請してください。

▼**必要書類** 基礎年金番号かマイナンバーを確認できる書類/本人確認できる書類/失業した人は離職票等/代理申請する場合は委任状

※①・②のいずれも個人住民税(市民税・県民税)の申告が必要です。

■**問い合わせ・申請先** 国保年金課国民年金係(☎40-7048)、岩木総合支所民生課(☎82-1628)、相馬総合支所民生課(☎84-2113)、弘前年金事務所(外崎5丁目、☎27-1339)

国民年金の手続きを電子申請できます

マイナンバーカードを持っている人は、スマートフォンやパソコンで手続きができます。詳しくは日本年金機構ホームページ(QRコード)を確認してください。

▼**申請可能な手続き** 資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請など

■**問い合わせ先** ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)



該当する人は
申請を

私たちの介護保険制度

65歳からは介護保険料の納付を

市では、65歳になる月に介護保険被保険者証を、翌月に介護保険料納入通知書を送付します(誕生日が4月2日～7月1日の人には、7月に納入通知書を送付)。

介護保険料は、半年から1年間は納付書で納め(普通徴収)、その後は年金からの天引き(特別徴収)になります。ただし、年金額が年額18万円以下の方は納付書で納めます(口座振替も可能)。

介護保険料の決定通知書を送付

本年度分の介護保険料の決定通知書を7月14日(金)に送付します。

特別徴収の人へ、はがきで「介護保険料特別徴収額決定通知書」を、普通徴収の人へは、封書で「介護保険料納入通知書」を送付します。内容を確認の上、不明な点はお問い合わせください。

介護保険料の減免制度

希望する人は申請が必要です。詳しい条件等はお問い合わせください。

①恒常的な低収入による減免

■**問い合わせ・申請先** 介護福祉課介護保険料係(〒036-8551、上白銀町1の1、市役所1階、☎40-7049)

介護保険負担割合証の更新

8月1日から更新される新しい負担割合証は、要支援・要介護認定を受けている人と総合事業の事業対象者に対して、7月下旬に発送する予定です。届いたら記載内容を確認してください。

介護保険・総合事業のサービスを利用する際は、被保険者証と一緒に負担割合証をサービス事業所に提示する必要があります。

▼**申請に必要なもの** 申請者と同一世帯全員の本年分の収入がわかるもの/前年と本年の年金(老齢、退職、遺族、障害など)や恩給の振込通知書/預貯金通帳/家賃の支払いがある人は、前年中の支払い金額が分かる契約書や領収書など

②**災害・失業などによる減免**

震災(東日本大震災により被災し当市に転入した避難指示等対象被保険者を含む)・風水害・火災などで被災した世帯、主に生計を維持している人が今年1月以降に会社の都合により失業した場合または事業や業務の休廃業により収入が著しく減少した場合などは、介護保険料の減免を受けられることがあります。

▼**申請に必要なもの** 被災、失業したことなどを証明できる書類(罹災(くりさい)証明書・雇用保険受給資格者証など)

～①と②の共通事項～

▼**申請方法** 7月14日(金)以降に、申請書等を介護福祉課へ持参または郵送で提出を。

※受け付けは平日のみ/申請日以降に納期限の日(特別徴収の方は、普通徴収の納期に換算)が到来する保険料が減免の対象となるので、早めに手続きを。

に提示する必要があります。

現在お使いの負担割合証は、8月1日以降に介護福祉課または岩木・相馬総合支所民生課窓口へ返還するか、裁断して破棄してください。

■**問い合わせ先** 介護福祉課介護給付係(☎40-7071)、自立・包括支援係(☎40-7072)

無料/在宅ねたきり高齢者の寝具丸洗いサービス

専門業者が寝具を回収し、丸洗い・乾燥・殺菌消毒をした後、自宅へ返却します(所要期間は約1週間)。

▼**対象者** 自宅で生活をしている、おおむね65歳以上のねたきりの人

▼**対象寝具** 掛布団、敷布団、毛布または丹前のいずれかが各1枚ずつの合計3枚まで

■**問い合わせ先** 介護福祉課(☎40-7114)

▼**実施期間** 9月上旬～10月末

▼**申し込み方法** 8月4日(金)までに、申込用紙に必要事項を記入の上、介護福祉課(市役所1階)、岩木総合支所(賀田1丁目)または相馬総合支所(五所字野沢)へ提出を。

※申込用紙を介護福祉課で配布しています/回収日・返却日は、利用決定通知でお知らせします。